

認可保育所の保育士配置基準の引下げ反対に関する意見書（案）

現在、国は、認可保育所1か所当たり、保育士について、最低2人を配置しなければならないとされているところを、朝夕の児童が少数である時間帯に限り、当分の間、1人の配置で良いとするなど、保育士配置基準を引き下げるため、省令を改正しようとしている。

しかし、保育士は、就学前の極めて重要な人格形成期における子供の発達を理解し、生活や成長・発達への援助等を行う、高い専門性と職業倫理とが求められる職業である。こうした保育士配置基準の引下げは、保育の質の低下に直結するおそれがある。

また、国は、保育士配置基準の引下げを進める理由について、保育の担い手の確保のためであると説明しているが、行うべきことは、保育士配置基準の引下げではなく、賃金の大幅な引上げを始めとした保育士の抜本的な処遇改善である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、認可保育所の保育士配置基準の引下げを行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆 議 院 議 長	}	宛て
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
厚 生 労 働 大 臣		
少子化対策担当大臣		